社会保険 いわて

1月

奇数月発行／2020No.799

■賞与支払届の提出はお済みでしょうか?
■令和2年度受診分より協会けんぽへの申込みが不要となります
■令和元年度年金委員・健康保険委員表彰が行われました
■労働Q&A
■社会保険協会からのお知らせ
■2月・3月の出張相談所日程

■全てが恋しい・大船渡市

温暖で海の恵みと優しい人の心が打ち寄せ
椿の赤がそれを主張している。
三陸鉄道の駅には
誰もが大切な人を恋しく願うスポットがあり
やわらかで温かい風光明媚な
恋しい街です。

画と文／千葉てるお

一般財団法人 岩手県社会保険協会ホームページ…http://www.syahokyo-iwate.com/
日本年金機構ホームページ……http://www.nenkin.go.jp/
協会けんぽホームページ……https://www.kyoukaikenpo.or.jp/

賞与支払届の提出はお済みでしょうか？

事業主が被保険者へ賞与を支給した場合には、支給日より5日以内に「被保険者賞与支払届」と「賞与支払届総括表」を届出していただくことになっています。

この届出内容により標準賞与額が決定され、その結果を基に賞与分の保険料額が決定されます。被保険者の皆さまが受給される年金額の計算の基礎となるものですので、適切な届出をお願いします。

■対象要件

●対象となるもの

賞与、期末手当、決算手当、その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるもののうち、年３回以下の支給のものが対象となります。

●対象とならないもの

年４回以上支給されるものは標準報酬月額の対象となります。また、労働の対償とみなされない結婚祝い金等の世間一般的にご祝儀とみなされるものなどは対象外です。

■賞与にかかる保険料

●保険料額

- 賞与に係る保険料は、実際に支払われた賞与額（賞与総支給額）から1,000円未満の端数を切り捨てた額を「標準賞与額」とし、その「標準賞与額」に健康保険・厚生年金保険それぞれの保険料率をかけて算出した金額が賞与の保険料額となります。
- 保険料率は毎月の保険料の場合と同様、健康保険が都道府県単位保険料率（岩手県は1000分の98.0（9.8%））、厚生年金保険が平成29年9月から1000分の183.00（18.3%）で、事業主と被保険者が折半負担します。
- 介護保険料を納める期間（40歳到達月から 65歳到達月の前月まで）に支払われた賞与については、健康保険料の対象である場合は、あわせて介護保険料も折半で負担します。（1000分の17.3（1.73%））
- 子ども･子育て拠出金については、各被保険者の厚生年金の標準賞与額に拠出金率を乗じた額となり、全額事業主負担となります。（1000分の3.4（0.34%））
- 賞与の保険料は、その月の毎月の保険料とあわせて、原則として翌月の納入告知書により請求されますので、月末までに納入してください。

■賞与支払届のご提出

●届出用紙

日本年金機構に賞与支払予定月の届出をいただき登録されている場合は、賞与支払予定月の前月に、被保険者の氏名や生年月日等をあらかじめ印刷した届出用紙をお送りしております。なお、登録されていない場合や、登録されていても予定外の月に賞与を支払われた場合は、日本年金機構のホームページから届出用紙をダウンロードしてご利用していただくか、最寄りの年金事務所に備え付けの届出用紙をご利用ください。

※賞与支払予定月は、新規適用届、賞与支払届総括表、算定基礎届総括表、事業所関係変更（訂正）届の提出等により登録することができます。

●賞与の支払いがなかった場合

あらかじめ賞与支払予定月を届出いただいている場合には、賞与の支払いがなくても賞与支払届総括表をご提出いただく必要があります。記入方法は下記の通り総括表の「②支給の有無」欄の「1.不支給」を○（マル）で囲んでいただき、所在地･名称等を整備のうえご提出ください。

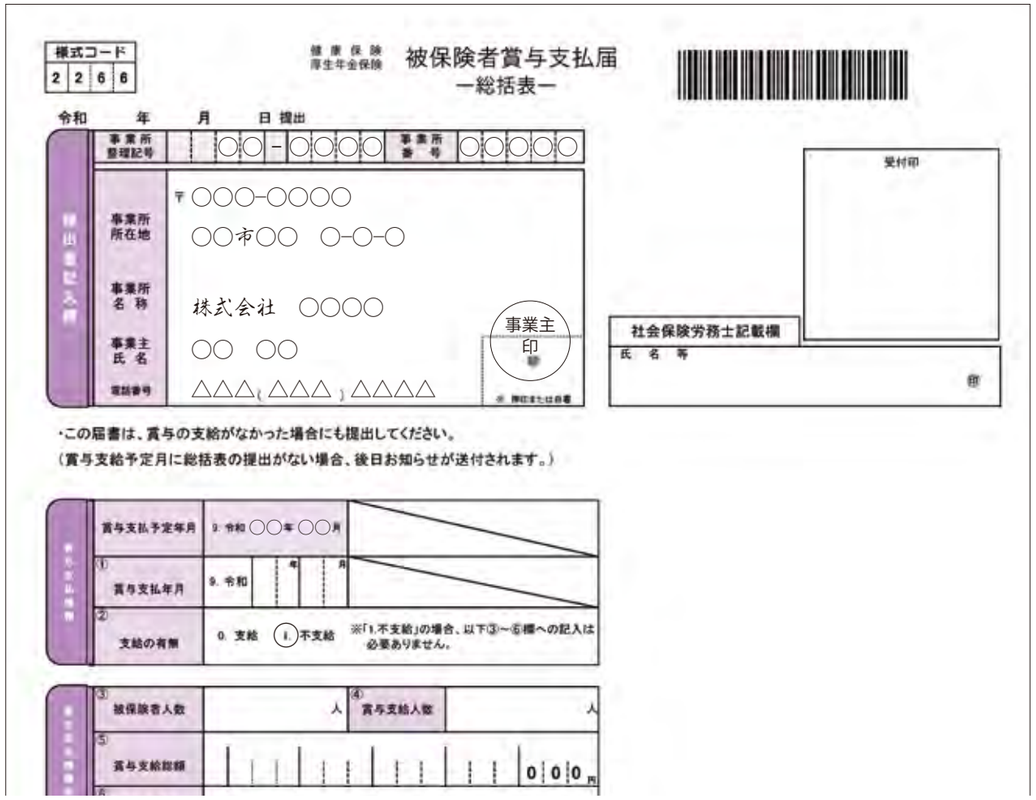

様式コード 2 2 6 6

健康保険 厚生年金保険　被保険者賞与支払届 ―総括表―

令和　年　月　日 提出

事業所整理記号	○○－○○○○
事業所番号	○○○○○
事業所所在地	〒○○○-○○○○ ○○市○○ ○-○-○
事業所名称	株式会社 ○○○○
事業主氏名	○○ ○○ 　事業主印
電話番号	△△△（△△△）△△△△

受付印

社会保険労務士記載欄
氏名等　㊞

・この届書は、賞与の支給がなかった場合にも提出してください。
（賞与支給予定月に総括表の提出がない場合、後日お知らせが送付されます。）

賞与支払予定年月	9. 令和 ○○年○○月
① 賞与支払年月	9. 令和　年　月
② 支給の有無	0. 支給　1. 不支給　※「1.不支給」の場合、以下③～⑥欄への記入は必要ありません。
③ 被保険者人数	人
④ 賞与支給人数	人
⑤ 賞与支給総額	0 0 0 円

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般財団法人 岩手県社会保険協会
会長／谷村　邦久
外　役職員一同

会員皆様の福祉向上に向け、社会保険制度の的確な情報提供を図りながら健全運営に努める所存であります。

皆様のこの一年間のご多幸をお祈り申し上げ、本年も何卒よろしくお願いいたします。

生活習慣病予防健診に関するお知らせ
令和2年度受診分より協会けんぽへの申込みが不要となります

現在、生活習慣病予防健診を受診するにあたっては、加入者（被保険者）様・事業主様から協会けんぽに対する申込みが必要ですが、加入者（被保険者）様・事業主様の事務軽減のため、令和2年4月1日受診分から、協会けんぽへの申込みを廃止することといたしました。廃止による変更点は以下をご覧ください。

1. 申込書の廃止に伴う変更点

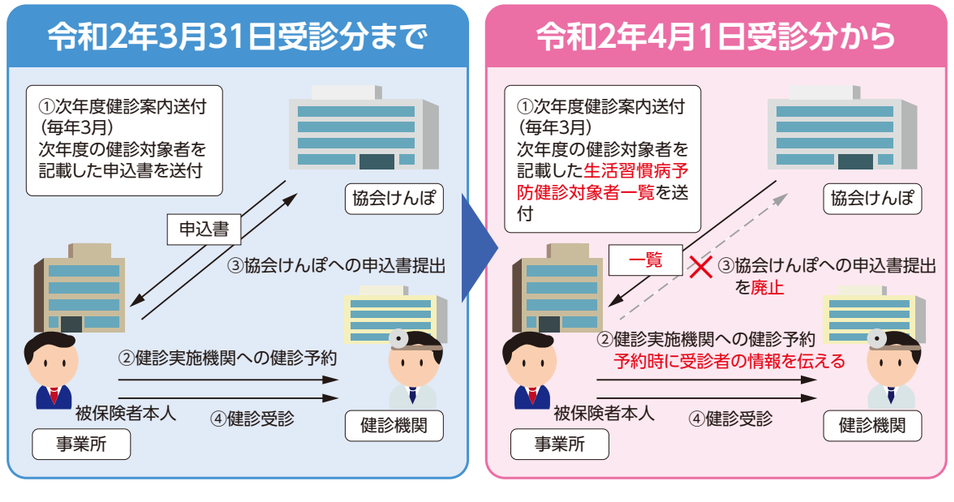

◆令和2年4月1日受診分より申込書の提出は不要となります。

令和2年4月1日受診分より、**協会けんぽへの申込みは不要**となり、加入者（被保険者）様・事業主様から**健診実施機関に対してのみ予約申込み**を行うこととなります。

※申込書の提出及び情報提供サービスを利用した申込みのいずれも不要となります。

◆事業主様向け健診案内の内容を変更します。

毎年3月に事業主様へ次年度の健診対象者を記載した申込書を送付しておりましたが、**令和2年度受診分（令和2年3月送付予定分）からは**健診対象者の情報を記載した生活習慣病予防健診**対象者一覧（協会けんぽへの提出は不要）**を送付します。

2. 加入者様・事業主様へのお願い

◆健診実施機関への予約申込みについて

令和2年4月1日受診分より健診実施機関への予約申込みを行う際には、健診実施機関に対して、保険証に記載されている記号・番号、保険者番号、生年月日や、受診する健診項目、健診予定日等の情報をお伝えいただく必要があります。

◆令和元年度受診分の申込みについて

令和2年3月31日受診分までは、現行どおり申込みが必要です。受診を予定されている方につきましては、すみやかな申込みをお願いいたします。

【お問い合わせ先】　全国健康保険協会（協会けんぽ）岩手支部　☎019-604-9089（保健グループ）

令和元年台風19号により被災された方の
一部負担金の支払い免除および還付について

医療機関受診時に、下記「免除対象となる方」に該当する旨の申し立てをしていただくことにより、一部負担金の支払いが不要（免除）になります。

免除対象となる方

1. 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方
2. 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
3. 主たる生計維持者の行方が不明である方
4. その他、1～3までに規定する者に準ずるものと認められる方

◇上記の申告を医療機関窓口で行った方で、住所が適用市町村の区域であることが確認された場合、一部負担金支払いの免除を受けることになります。（窓口での申告は令和2年1月31日まで）

◇保険証が提示できない場合、氏名、生年月日、被保険者の勤務事業所名、住所および連絡先を医療機関に申告してください。（後日、保険者から患者様に対し内容の確認についてご連絡することがございます）

◇**すでに一部負担金を医療機関へお支払済みの方は、「健康保険一部負担金還付申請書」をご提出ください。**申請書はホームページからダウンロードが可能です。郵送ご希望の場合は協会けんぽ岩手支部業務グループ（TEL：019-604-9070）あてにご連絡ください。

※適用市町村については内閣府ホームページ「防災情報」をご確認ください。

お問い合わせ先／全国健康保険協会（協会けんぽ）岩手支部　TEL 019-604-9070（業務グループ）

電話の自動音声案内が導入されています

令和元年9月24日より、代表電話（019-604-9009）につきましては、自動音声でご案内しております。
岩手支部の代表電話におかけいただいた際は、自動音声案内に従いご用命に合わせて番号を選択してください。

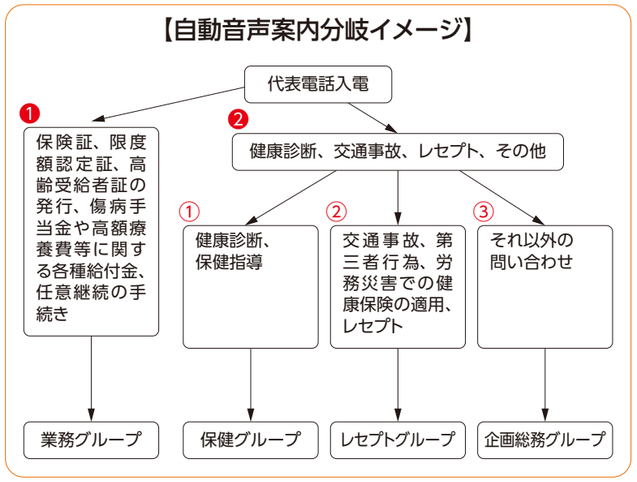

業務グループ　：019-604-9070
保健グループ　：019-604-9089
レセプトグループ　：019-604-9088
企画総務グループ：019-604-9018

全国健康保険協会 岩手支部
協会けんぽ
〒020-8508 盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル2階

岩手支部メールマガジン配信中！
協会けんぽ　岩手　メルマガ　検索

令和元年度 年金委員・健康保険委員表彰が行われました

厚生労働大臣表彰は、鈴木　敦さん（奥州市）、照井　誠さん（花巻市）、堀江　隆久さん（北上市）が受賞されました

令和元年11月18日（月）に盛岡市内のホテルで年金委員及び健康保険委員活動に功績のあった委員39名の方に対し厚生労働大臣表彰等の伝達表彰が行われました。

当日は表彰関係者や県内社会保険委員会から59名が出席し受賞された方々のお祝いとこれまでの委員活動の労をねぎらいました。

年金委員表彰（日本年金機構）

（敬称略）

厚生労働大臣表彰（2名）		
鈴木　敦	鈴木印刷　株式会社	奥州市
照井　誠	株式会社　今弘商店	花巻市
日本年金機構理事長表彰（5名）		
千葉　俊祐	医療法人　遠山病院	盛岡市
藤田　剛	三田農林　株式会社	盛岡市
高橋　透	一般財団法人　水沢環境公社	奥州市
山田　郁子	大坂建設　株式会社	宮古市
十文字　香子	株式会社　藤森	洋野町
日本年金機構理事表彰（15名）		
山本　文子	株式会社　八幡平温泉開発	八幡平市
西間　美江子	株式会社　ロジティックス岩手	滝沢市
長谷川　領	岩手中央農業協同組合	紫波町
大沼　徳三郎	地域型年金委員	盛岡市
千葉　勝	株式会社　金沢電気工業所	一関市
菅原　佳裕	社会福祉法人聖愛育成会　特別養護老人ホーム聖愛園	奥州市
佐藤　みな子	株式会社　野口	奥州市
千葉　健至	社会福祉法人　衣川会	奥州市
関川　るみ子	阿部包装資材店	宮古市
川村　ミサ子	東部定置漁業生産組合	釜石市
髙橋　滝子	有限会社　高龍工務店	花巻市
山尾　カツ	汀建設　株式会社	遠野市
佐々木　美保	株式会社　コスミック	北上市
林崎　洋子	株式会社　細谷地	久慈市
高村　いづみ	生内商事　株式会社	二戸市

健康保険委員表彰（全国健康保険協会）

（敬称略）

厚生労働大臣表彰（1名）		
堀江　隆久	谷村電気精機　株式会社	北上市
全国健康保険協会理事長表彰（5名）		
大澤　礼二	北東金属　株式会社	花巻市
新沼　美佐子	株式会社　八木沢商店	陸前高田市
千田　和則	株式会社　水沢農薬	奥州市
佐々木　フリ	北部産業　株式会社	洋野町
柴田　美恵子	柴田建設　有限会社	一戸町
全国健康保険協会岩手支部長表彰（11名）		
酒井　真紀子	株式会社　共栄薬品	盛岡市
高橋　圭	三機商事　株式会社	盛岡市
田子　未知瑠	有限会社　三寿司	盛岡市
千葉　克恵	新日東鋼管　株式会社	盛岡市
馬場　拓也	丸モ盛岡中央青果 株式会社	盛岡市
若柳　洋子	盛岡軌道工業　株式会社	盛岡市
佐藤　毅	岩手町社会福祉協議会	岩手町
小野　優子	川嶋印刷　株式会社	平泉町
千葉　多佳子	社会福祉法人　千厩寿慶会	一関市
渡辺　真緒	株式会社　小冨士製作所岩手工場	奥州市
武尾　勇太郎	二戸ガス　株式会社	二戸市

事業主さま、労務担当者の方を「年金委員」・「健康保険委員」に推薦しませんか

「年金委員」・「健康保険委員」は、事業主や従業員とその家族の皆様に対し、政府が管掌する厚生年金や国民年金・健康保険の適用、給付、保険料など社会保険に関する手続きなどの指導、相談や助言のほか、社会保険制度の周知啓発、健康づくり・健康管理事業などの事業推進モニター活動を行います。

「年金委員」は厚生労働大臣が、「健康保険委員」は全国健康保険協会岩手支部長が委嘱しています。

■どんなメリットが？

○年金事務所や協会けんぽ主催の社会保険制度に関する各種研修会を優先的に受講でき、社会保険事務のスキルアップにつながります。
○健康保険委員には、全国健康保険協会岩手支部（協会けんぽ）の制度情報誌「Happiness（ハピネス）」が偶数月に発行されます。また、登録すれば「メールマガジン」が発信され、職場の健康づくりに役立つ情報を受けることができます。
○岩手県社会保険協会の支援事業である「社会保険ダイアリー」、「年金委員・健康保険委員必携」の冊子が毎年配布されます。日頃の業務や行事計画のほか、制度概要が掲載されており制度の知識便覧としてお役に立てると思います。
○その他、国、関係団体からの情報提供を受ける機会が多くなります。

■「年金委員」・「健康保険委員」の詳細については、

◎日本年金機構ホームページ「年金委員通信」　http://www.nenkin.go.jp
◎全国健康保険協会ホームページ「健康保険委員」　http://www.kyoukaikenpo.or.jp
または、日本年金機構各年金事務所及び全国健康保険協会岩手支部に直接お問い合わせください。

【日本年金機構へのお問合せ先】
盛岡年金事務所　☎019-623-6211（代表）　一関年金事務所　☎0191-23-4246（代表）　宮古年金事務所　☎0193-62-1963（代表）
花巻年金事務所　☎0198-23-3351（代表）　二戸年金事務所　☎0195-23-4111（代表）
【全国健康保険協会岩手支部へのお問合せ先】　☎019-604-9009（代表）

労働Q&A　もう一度チェック『最低賃金』

最低賃金制度とは、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働者を保護する制度です。国が強制力をもって賃金の最低限度を定めることにより、労働者の生活の安定を図ることを目的にしています。

Q1. 最低賃金は守らなければならないのですか？

A1. もちろん守らなければなりません。守らなかった場合は差額を支払わなければなりませんが、30万円以下または50万円以下の罰金という罰則もあります。

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。最低賃金に達しない賃金を定める労働契約は、その部分については無効となり、無効となった部分は、最低賃金と同様の定めをしたものとみなされます。

Q2. 岩手県の最低賃金はいくらですか？

A2. 岩手県の最低賃金は、今年の10月4日から790円となりました。

最低賃金には、都道府県ごとに定められている地域別最低賃金と特定の産業別に定められている特定最低賃金とがあります。

地域別最低賃金は毎年10月頃に改定されますが、今年の岩手県の地域別最低賃金は790円と定められました。

Q3. アルバイトの賃金にも最低賃金は適用されますか？

A3. はい、適用されます。最低賃金は、正社員、パートタイマー、アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

Q4. 月給や日給の場合に最低賃金に抵触するかどうか確認するには？

A4. 最低賃金は時間当たりの額（時給）で定められていますので、月給・日給の方の場合は、時間あたりの額に換算して最低賃金の額と比較する必要があります。

具体的な方法については「最低賃金に関する特設サイト
http://www.saiteichingin.info/」で確認することができます。

【提供：岩手県社会保険労務士会】

社会保険協会からのお知らせ

■健康づくり事業

「2019 健康ウォークin平泉」が行われました。

世界文化遺産「平泉」での健康ウォーキングが、去る11月4日(月)に行われました。

昨年の雨降りとはうって変わって青空が広がった今年の「2019 健康ウォーク in 平泉」には、県内事業所の被保険者やご家族の46グループ130名の参加をいただきました。出発式では雲ひとつない快晴の中、6kmコースと9kmコースのそれぞれに分かれ足どりも軽くスタート。参道は紅葉の見頃にはまだ少し早かったが、青い空を背景に色づきはじめた紅葉を楽しみながら思い思いに古都平泉を満喫していました。

ご参加いただきました皆様、そしてコース設定から準備、案内までご協力をいただきました「平泉歩こう会」の皆様ありがとうございました。来年も皆様多数のご参加をお待ちしております。（協会　山内）

■研修事業

第3回「ビジネスセミナー」を実施します。

経営者、管理者及び労務担当者の方々を対象に実施している「ビジネスセミナー」を来る2月7日（金）、13時50分から「アイーナ研修室804B」（盛岡市盛岡駅西通1丁目7番1号）で行います。詳しくは同封のご案内チラシ、または当協会までお問い合わせください。

なお、令和元年度の「ビジネスセミナー」の実施は次のとおりです。

	開催日・場所	テーマ	講　師
第１回	8月22日(木) 二戸パークホテル	「働き方改革関連法」の施行に伴って取り組むべき重要ポイント	社会保険労務士 佐々木　広美　氏
第２回	10月17日(木) 釜石・大槌地域産業育成センター	「働き方改革」への対応と労務管理の具体策	社会保険労務士 崎山　美智穂　氏
第３回	2月7日(金) アイーナ会議室「804B」	「働き方改革・同一労働同一賃金、パワハラ防止法」前夜対策	社会保険労務士 佐々木　誠　氏

社会保険協会からのお願い

事業所の名称・所在地・電話番号を変更された場合は、お手数ですが下記により当協会あてにご連絡をお願いいたします。

変更届　（送付先）　**FAX 019-626-0252　一般財団法人岩手県社会保険協会**

会員番号 □－□□－□□□－□□□□□　（宛名ラベルの下にあります）

	変更前（全事項記入願います）	変更後（変更事項のみ記入願います）
ふりがな 事業所名		
所 在 地	〒　　－ TEL	〒　　－ TEL

年 金 相 談 の ご 案 内

○県内の年金事務所では、通常の業務取扱時間のほか下記時間帯も年金相談を受けられます。

①月曜日（祝日にあたる時は翌開所日）午後7時まで受付を延長　②第2土曜日は、休日相談日9：30～16：00まで受付

※相談の内容によっては、翌日以降の回答となる場合があります。

※変更される場合がありますので、各年金事務所へご確認のうえお出かけください。

盛岡年金事務所　☎019-623-6211（代）　一関年金事務所　☎0191-23-4246（代）　宮古年金事務所　☎0193-62-1963（代）
花巻年金事務所　☎0198-23-3351（代）　二戸年金事務所　☎0195-23-4111（代）

年金出張相談所

	会　場	2月	3月	時　間
盛岡	八幡平市役所（多目的ホール）	13（木）	12（木）	10:00～15:30
盛岡	ゆはず交流館（岩手町）	19（水）	18（水）	10:00～15:30
盛岡	葛巻町役場	26（水）	3月はお休みです	11:00～15:00
盛岡	紫波町役場	2月はお休みです	25（水）	10:00～15:30
二戸	久慈市文化会館（アンバーホール）	12（水）	9（月）	10:30～16:00
二戸	久慈市文化会館（アンバーホール）	26（水）	25（水）	10:30～16:00

	会　場	2月	3月	時　間
一関	陸前高田市役所	20（木）	3月はお休みです	10:30～15:30
一関	大船渡市役所	27（木）	26（木）	10:30～15:30
一関	奥州市役所（本庁）	2月はお休みです	5（木）	10:00～15:00
一関	奥州市江刺生涯学習センター	6（木）	3月はお休みです	10:00～15:00
宮古	青葉ビル第1・2研修室（釜石市）	13（木）	12（木）	10:00～15:30
花巻	遠野市役所本庁舎3階	6（木）	5（木）	10:30～15:30

※各会場とも電話による時間予約制を実施しています。相談日の前日までに管轄の年金事務所へご予約ください。

編集・発行／一般財団法人岩手県社会保険協会　〒020-0021　盛岡市中央通1丁目6番26号4F　電話019-625-2772